

## 各庁舎別駐車場保有台数及び通勤手当の現況等

## 【各庁舎別車利用者等状況】

施設名	職員数 (臨時・嘱託職員含む)			各庁舎駐車可能台数 (用途別)		職員車利用者数と職員用駐車可能台数の差
	職員数	車利用者数	割合	職員用	来庁者用	
①碓井庁舎勤務	163	157	96%	108	72	▲ 49
②山田庁舎勤務	168	166	99%	135	24	▲ 31
③稲築庁舎勤務	89	88	99%	105	51	17
④嘉穂庁舎勤務	89	89	100%	117	60	28
小計	509	500	98%	465	207	▲ 35
⑤①～④以外の施設	359	352	98%			
合計	868	852	98%			

## 【通勤手当制度】

正規・再任用職員については、嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例第 13 条（通勤手当）に基づき支給

## ○通勤手当支給対象者

- ・交通機関利用者
- ・自動車等利用者
- ・交通機関及び自動車等利用者

## ○通勤手当（額）

- ・交通機関利用の場合、運賃相当額（※ただし、上限額 55,000 円）
- ・自動車等利用者の場合は、使用距離により、次に定める額

使用距離(km)	通勤手当額(円/月)
2km以上～5km未満	2,000
5km以上～10km未満	4,200
10km以上～15km未満	7,100
15km以上～20km未満	10,000
20km以上～25km未満	12,900
25km以上～30km未満	15,800
30km以上～35km未満	18,700
35km以上～40km未満	21,600
40km以上～45km未満	24,400
45km以上～50km未満	26,200
50km以上～55km未満	28,000
55km以上～60km未満	29,800
60km以上	31,600

- ・交通機関と自動車等の複合利用者の場合は、運賃相当額と使用距離により定めた額（※ただし、上限額 55,000 円）

嘱託・臨時職員については、臨時的職員の任用職員要領に基づき支給

使用距離が 2km 以上かつ通勤回数 10 回以上の場合、1,000 円/月

使用距離が 2km 以上かつ通勤回数 1～9 回の場合、500 円/月